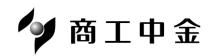
新型定期預金〈マイハーベスト〉 商品概要説明書

2020年2月13日現在

	2020年2月13日現在
1. 商品名	新型定期預金〈マイハーベスト〉
2. ご利用いただ	個人のお客さま
ける方 3. 期間	
(1) 預入期間	 1年・2年・3年(期日指定方式はございません)
(2) 自動継続の	 自動継続(元利継続または元金継続)でのお取扱いとなります。
取扱い	満期日に同一の期間、同一のお利息処理方法で新型定期預金に継続します。
4. 預入方法	
(1) 預入方法	 一括してお預け入れいただきます。
(2) 預入金額	50 万円以上
(3) 預入単位	1 円単位
5. 払戻方法	***
0. 14/2/14	なりますので、払戻しには満期日までに自動継続を停止する等のお手続きを行っ
	なりよりので、14次でには間別日よくに自動権がを停止するものわ子がさを行う していただく必要があります。
6. 利息	くいにく必安かめりより。
·	お紹介175時におけて新刑党物語をの中語まごの利益(国党を利) しょそ
(1) 適用利率	お預け入れ時における新型定期預金の店頭表示の利率(固定金利)とします。
	自動継続後の利率は、継続日における新型定期預金の店頭表示の利率(固定金利)
	とします。
	自動継続を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日ま
	たは書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普
	通預金の利率により計算します。
(2)利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	元利継続の場合の利息は、満期日に元金に組み入れて継続します。
(3)計算方法	お預け入れ日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数につ
	いて約定(適用)利率によって計算します。
	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6カ月複利の方法で計算
	します。
	1円未満の端数は切り捨てます。
(4)課税	利息額の 20.315%※(国税 15.315%、地方税 5%)が分離課税されます。
	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取る利息については、 復興特別所得税が追加課税されております。
7. 手数料	手数料はかかりません。
L	I .



(新型定期預金〈マイハーベスト〉)

8. 付 加 で き る │・総合口座にてご利用いただく場合は、この預金を担保として、総合口座の普通 特約事項 預金で当座貸越ができます。なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定(適 用) 利率に 0.5%を上乗せした利率となります。 ・この預金は、マル優のお取扱いができます。 9. 期限前解約時 この預金を満期日前に解約する場合、一部だけの解約はできません。また、満期 の取扱い 日前の解約の場合におけるこの預金の利息計算は、以下の方法により行いますの で、ご注意ください。 お預け入れ日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数に ついて次のお預け入れ期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)に よって計算します(6カ月複利の方法で計算します)。 ただし、②のB、③のBからCについては解約日における普通預金利率を下回ら ないものとしますが、解約日における普通預金利率(①、②のA、③のAを含む) が預入時の約定利率(自動継続の場合は継続時の定期預金利率)を上回る場合、 預入時の約定利率(自動継続の場合は継続時の定期預金利率)が上限となります。 ①【期間1年の場合】 預入後1年未満 解約日における普通預金利率 ②【期間2年の場合】 A預入後1年未満 解約日における普通預金利率 B預入後1年以上2年未満 約定(適用)利率×10% ③【期間3年の場合】 A預入後1年未満 解約日における普通預金利率 B預入後1年以上2年未満 約定(適用)利率×10% C預入後2年以上3年未満 約定(適用)利率×10% 10. その他参考 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 となる事項 ・自動継続を停止するときは、満期日までに当金庫所定のお手続きを行ってくだ ・自動継続を停止した場合の元金・利息または元金継続の場合の利息を指定口座 へ入金する際、満期日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日付けで、 翌営業日に指定口座への入金手続きを行います。 ・利率は窓口までお問い合わせください。 ・この預金は、通帳式でのお取扱いとなります。 11. 当金庫に対 ・お客さまサービスセンター(当金庫広報部) する苦情申出先 お客さまサービスセンター連絡先 電話番号 0120-079-366 FAX番号 03-3272-7875 Eメール kouhou@shokochukin.co.jp 12. 当金庫との ・東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、 紛争の解決のた 第二東京弁護士会仲裁センター めの申立先 東京弁護士会紛争解決センター連絡先 電話番号 03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター連絡先

0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 4 9

電話番号